

我孫子市 通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組みの方針～

令和6年5月

我孫子市

1. 通学路安全対策プログラムの作成経緯と目的

我孫子市において、平成26年3月に策定した「我孫子市通学路交通安全対策プログラム」に基づき、関係機関と連携して合同点検を行い、通学路の交通安全の確保を図つてきました。

平成30年5月に新潟県で起きた女児殺害事件や平成30年6月におきた大阪北部地震によるブロック塀倒壊事故などにより死亡事件・事故が相次いで発生したことから、国土交通省、厚生労働省、文部科学省及び警察庁の4省庁が連携し、通学路における安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受け我孫子市では、各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、児童・生徒の登下校の安全の確保するために必要な安全対策を講じてきました。

また、令和元年および令和3年には児童や幼児等が犠牲となる交通事故が続発している事故情勢を踏まえ、交通安全の確保に向けた緊急安全点検が実施されました。

従来行ってきた交通安全対策に「防犯・防災」を加え、関係機関と連携して包括的な検討と対策を行い、幼児の日常的に集団で移動する経路や児童生徒の通学路、放課後児童クラブの来所・帰宅経路の安全確保に取り組むため、「我孫子市通学路安全対策プログラム」を策定します。

2. 通学路安全推進会議の設置

各関係機関の連携を図るため、以下のメンバーを委員とした「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・国土交通省千葉国道事務所 | ・我孫子市教育委員会教育総務部学校教育課 |
| ・千葉県柏土木事務所 | ・各小学校 |
| ・千葉県我孫子警察署 | ・小学校PTA |
| ・我孫子市建設部道路課 | ・我孫子市子ども部保育課（市内幼稚園・ |
| ・我孫子市建設部交通政策課 | 保育園・認定こども園等代表） |
| ・我孫子市市民生活部市民安全課 | |
| ・我孫子市子ども部子ども支援課（市内 | |
| 学童保育室・あびっ子クラブ代表） | |

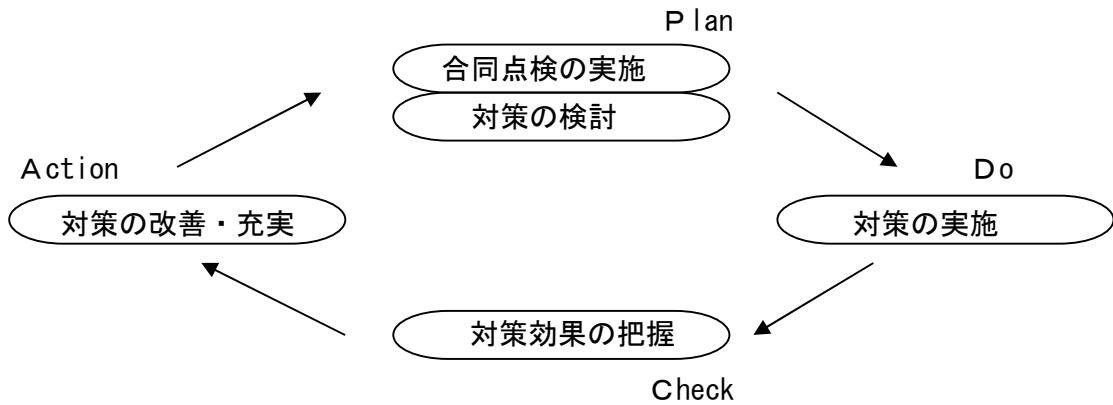
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



(2) 定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・市内13小学校を2ブロック（表1）に分け、それぞれ隔年に1回、合同点検を実施します。（緊急時は、その都度実施。）
- ・市内幼稚園・保育園・認定こども園等を2ブロック（表2）に分け、該当する年度において小学校とあわせて合同点検を実施します。
- ・市内学童保育室・あびっ子クラブにおいて、必要に応じて合同点検を実施します。

（表1）

【ブロック1】	【ブロック2】
1. 我孫子第一小学校	1. 湖北台西小学校
2. 我孫子第二小学校	2. 湖北台東小学校
3. 我孫子第三小学校	3. 湖北小学校
4. 我孫子第四小学校	4. 新木小学校
5. 根戸小学校	5. 布佐小学校
6. 並木小学校	6. 布佐南小学校
7. 高野山小学校	

(表2)

【ブロック1】	我孫子・天王台地区の 幼稚園・保育園・認定こども園等
【ブロック2】	湖北・湖北台・新木・布佐地区の 幼稚園・保育園・認定こども園等

- ・実施時期は、年度当初に行われる各学校での通学路の危険個所の点検や幼稚園・保育園・認定こども園等（保育課）で行われる幼児が集団で移動する経路の危険個所の点検、市内学童保育室・あびっ子クラブ（子ども支援課）で行われる放課後児童クラブの来所・帰宅経路の点検後（6月～8月）に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、事務局において精査した中で、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

②合同点検の体制

- ・各小学校に、道路管理者（国・県・市）、警察署、市交通政策課、市市民安全課、市保育課、市子ども支援課、市教育委員会、学校関係者等が参加する合同点検を行います。

（3）対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、防護柵や道路塗装及び看板設置のようなハード対策、また、パトロールや交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など具体的な実施メニューを検討します。

（4）対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係機関で連携を図ります。

（5）対策効果の把握

- ・合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童・生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、対策実施後の効果を把握するため、保護者・地域住民へのアンケート調査等を行い、対策効果の把握を実施します。

（6）対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図

ります。

4. 対策一覧表の公表

- ・点検結果や対策内容については、各関係機関で認識を共有するために小学校・保育園等・学童保育室ごとの「対策一覧表」を作成し公表します。

【別添資料】

別添 令和 年 月 対策一覧表